

アーク溶接等業務特別教育(学科・実技4時間課程)開催のご案内

労働安全衛生規則第36条に義務づけられております特別教育のうち、第3号の「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務」についての特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和3年10月25日(月)及び26日(火)
2. 開催場所 周南市 瀬戸見町 山口県立東部高等産業技術学校
3. 教育時間割

期 日	時 間	科 目	講習時間
10月25日(月)	8:30～9:30	アーク溶接等に関する知識	1時間
	9:35～12:35	アーク溶接装置に関する基礎知識	3時間
	13:30～17:10	アーク溶接等作業の方法に関する知識	3.5時間
10月26日(火)	8:30～11:05	アーク溶接等作業の方法に関する知識	2.5時間
	11:10～12:10	関係法令	1時間
	13:00～17:10	実技(装置の取扱い・作業の方法)	4時間

4. 受講料 会員 8,800円(税込み) 非会員 11,000円(税込み)
5. テキスト代 「アーク溶接等作業の安全」 定価 1,100円(税込み)
6. 受講定員 30名
7. 申込期限 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
8. 申込方法 別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。
9. 申込先 〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号
一般社団法人山口県労働基準協会下松支部・東部教習所(TEL:0833-44-9810)

10. 修了証明書

この特別教育は規程上、学科教育9時間と実技教育10時間が行われるものですが、今回の教育は学科教育9時間と実技教育4時間を行います。したがって、修了者には「特別教育修了証(学科・実技4時間課程)」を交付し、事業者には「特別教育修了証明書」を発行いたしますが実技教育の不足6時間については事業者の責任において、実施いただくこととなりますので、ご承知おき願います。

11. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 2日目は実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋(軍手)をご持参ください。
- (4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。
- (5) 昼食は、各自でご準備ください。